

白 糠 町 農 業 委 員 会  
第 3 0 回 総 会 議 事 録

自 令和 5 年 6 月 26 日  
至 令和 5 年 6 月 26 日

白 糠 町 農 業 委 員 会

第 3 0 回 白 糠 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 5 年 6 月 26 日

1 本委員会に出席した委員の氏名及び議事録署名委員の氏名

議席	委 員 氏 名	出 欠	署 名	所 属
議長	林 善 幸	○		総 務
1	中 河 敏 史	○		農 地
2	田 代 幸 男	○	○	農 地
3	對 木 範 誉	○	○	農 地
4	澁 谷 幸 子	○		総 務
5	松 田 浩 二	×		農 地
6	石 田 正 義	○		総 務
7	峯 田 弘 子	○		総 務
8	酒 井 伸 吾	○		農 地

2 事務局職員の出席した者

事務局長 有間大介  
係 長 澁谷直樹  
主 事 林 直樹

3 委員会に付議した議件

日程 1 議事録署名委員の指名  
日程 2 会務報告  
日程 3 議案第106号 合意解約通知の成立状況の確認  
日程 4 議案第107号 農地法第3条の規定による許可申請  
日程 5 議案第108号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告  
日程 6 議案第109号 農用地利用集積計画の作成の要請  
日程 7 議案第110号 現況証明願い  
日程 8 議案第111号 白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見

開会 午後 1 時30分

議長 これより第30回農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員数は 8 名であります。  
5 番松田委員より欠席の届け出があります。

白糖町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員の過半数の出席で会議が成立しております。

日程第 1 「議事録署名委員の指名」を行います。  
本日の議事録署名委員は、会議規則第13条第 2 項により、2 名の委員を議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、私の方から議事録署名委員を指名いたします。  
2 番 田代委員、3 番 對木委員、以上 2 名を指名いたします。

日程第 2 「会務報告」をいたします。  
5 月 29 日から 30 日は、「北海道選出国會議員要請集会並びに令和 5 年度全国農業委員会会長大会」が東京で開催され、私が出席しております。  
内容は、北海道選出国會議員要請活動並びに令和 5 年度農業施策と予算に関する要望が主なものであります。

6 月 19 日の●●●株式会社申出地の現況調査には田代委員、對木委員、松田委員、事務局の 5 名にて調査を実施しております。

なお、後ほど調査委員から報告していただきます。

6 月 21 日から 22 日にかけて「北海道農業会議第 95 回総会」及び「第 44 回北海道農業者年金協議会総会」が札幌市で開催され、私が出席しております。

以上、会務報告とさせていただきます。

日程第 3 議案第 106 号「合意解約通知の成立状況の確認」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第 106 号「合意解約通知の成立状況の確認」。  
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について、賃貸借の解約がなされ、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく通知があったので、本会の審議を求める。

令和 5 年 6 月 26 日提出。

白糖町農業委員会 会長 林 善幸。

記。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知者氏名

号別 1 貸主 旧白糖町農地利用集積円滑化団体 白糖町長 棚野孝夫 (●●●農業協同組合 代表理事組合長 ●●●任分)

借主 ●●●

次のページをお開き下さい。

号別1の解約形態は合意解約であります。解約の事由は「土地所有者の意向により売買するため」であります。

解約申入日、解約成立日、解約通知日は6月19日、土地の引き渡日は6月30日であります。位置図、地番図は8ページ、9ページに記載しております。なお、当該地の新たな耕作者については、次の議案で審議いたします。

以上、議案第106号の説明とさせていただきます。

議長 議案第106号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第106号につきましては、原案のとおり承認いたします。  
日程第4 議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」。  
下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、許可について、本会の審議を求める。  
令和5年6月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。

号別1、譲渡人 ●●●農業協同組合 譲受人 ●●●株式会社

号別2、貸主 ●●● 借主 ●●●

次のページをご覧ください。

許可申請の内容をご説明いたします。

号別1の土地の所在地は●●●のほか合計2筆。面積は●●●平方メートルで、売買価格は●●●円。位置図、地番図は12ページ、13ページに記載しております。

号別2の土地の所在地は●●●の内のほか合計5筆。面積は●●●平方メートルで、賃借料は年●●●円(反当り約●●●円)。令和5年7月1日から5年間の契約となっております。位置図、地番図は14ページ、15ページに記載しております。

以上、議案第107号の説明とさせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、庶路地区担当委員の方から補足説明を求めます。

田代委員お願いします。

田代委員

2番・田代です。

許可申請地につきまして、現地を確認しておりますが、土地利用を推進するものであり、今後も農地の有効利用が図られ、周辺農地への影響は無いものと思われま。

議長

それでは、議案第107号の質疑をお受けいたします。

出席委員

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、議案第107号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号につきましては原案のとおり決定いたします。

日程第5 議案第108号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」を議題といたします。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長

議案第108号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告」。

下記の者より農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告書の提出があり、要件の確認について本会の審議を求める。

令和5年6月26日提出

白糖町農業委員会 会長 林 善幸

記

号別1 法人の名称 株式会社 ●●●

次のページをご覧ください。

「農地所有適格法人要件確認書」

確認書の要件は、4つに分かれております。形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件となっておりますが、すべてを満たすと考えております。

以上、議案第108号の説明とさせていただきます。

議長

議案第108号の質疑をお受けいたします。

出席委員

(なし)

議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員

(「異議なし」の声あり)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号につきましては、原案のとおり決定いたします。

日程第6 議案第109号「農用地利用集積計画の作成の要請」を議題といたします。なお、議案中、号別1から3につきましては、私と澁谷委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、職務代理者に努めていただきます。

また、号別4につきましては、●●●委員が会議規則第10条の規定により、議事に参与する制限がありますので、号別1から3の審議後に一度退席願います。

それでは私と澁谷委員は一度退席します。

酒井委員、お願いいたします。

暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員退席》

職務代理者  
(酒井委員)

休憩を解き、再開いたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長

議案第109号「農用地利用集積計画の作成の要請」

下記の農用地利用集積計画は、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、白糠町に対し、農用地利用集積計画の作成を要請することについて本会の審議を求める。

令和5年6月26日提出。

白糠町農業委員会 会長 林 善幸。

次のページをご覧ください

「農用地利用集積計画の作成の要請（賃借権設定）」。

号別1～3を説明させていただきます。なお、借主はすべて合同会社●●●様となっておりますので一部説明を省略させていただきます。

号別1、所在地は●●●のうちのほか合計4筆。

面積は●●●平方メートル

貸主は●●●様で年●●●●円の3年間。

号別2、所在地は●●●のうちのほか合計4筆。

面積は●●●平方メートル

貸主は●●●様で年●●●●円の9年間。

号別3、所在地は●●●のうちのほか合計2筆

面積は●●●平方メートル

貸主は●●●様で年●●●●円の9年間。

位置図及び地番図については、23ページから28ページに記載しております。

以上、議案第109号 号別1から号別3の説明とさせていただきます。

職務代理者  
(酒井委員)

ただいま説明のありました、議案第109号 号別1から号別3の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。  
(酒井委員) これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第109号 号別1から号別3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

職務代理者 ご異議なしと認めます。  
(酒井委員) よって、議案第109号 号別1から号別3につきましては原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。

《林会長、澁谷委員入室》

職務代理者 林会長、澁谷委員にお伝えします。  
(酒井委員) 議案第109号 号別1から号別3につきましては原案のとおり決定いたしました。  
それでは、議長を交代いたします。

議長 休憩を解き、再開いたします。  
それでは、引き続き会議を進めます。  
続いて、号別4の審議になりますので、●●●委員一度退席願います。  
暫時休憩します。

《●●●委員退席》

議長 休憩を解き、再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 それでは、号別4の説明をさせていただきます。  
号別4、貸主 ●●●様、借主 ●●●様  
土地の所在地は●●●のうち1筆。面積は●●●平方メートルで年●●●円の9年間となっております。  
位置図及び地番図については、29ページ、30ページに記載しております。  
以上、議案第109号 号別4の説明とさせていただきます。

議長 ただいま説明のありました、議案第109号 号別4の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第109号 号別4について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第109号 号別4につきましては原案のとおり決定いたします。  
暫時休憩します。

《●●●委員入室》

議長 ●●●委員にお伝えします。  
議案第109号 号別4につきましては原案のとおり決定いたしました。  
休憩を解き、再開いたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 それでは、号別5～15の説明をさせていただきます。  
なお、号別6～11については、借主はすべて●●●様となっておりますので一部説明を省略させていただきます。

号別5、貸主は●●●様、借主は●●●様  
所在地は●●●のほか合計3筆。  
面積は●●●平方メートルで年●●●万円の6年間。

号別6、所在地は●●●のほか合計2筆。  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●円の9年間。

号別7、所在地は●●●のほか合計7筆  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●円の9年間。

号別8、所在地は●●●のうちのほか合計3筆。  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●円の9年間。

号別9、所在地は●●●のうちのほか合計20筆。  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●万円の9年間。

号別10、所在地は●●●のうちのほか合計12筆  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●円の9年間。

号別11、所在地は●●●のうちのほか合計6筆  
面積は●●●平方メートル  
貸主は●●●様で年●●●円の9年間。

号別12、貸主は●●●様、借主は●●●様  
所在地は●●●のうちのほか合計2筆  
面積は●●●平方メートルで年●●●円の9年間。

号別13、貸主は●●●様、借主は●●●様  
所在地は●●●のうちのほか合計7筆  
面積は●●●平方メートルで年●●●円の9年間。

号別14、貸主は●●●様、借主は(有)●●●様  
所在地は●●●のうちのほか合計11筆  
面積は●●●平方メートルで年●●●円の9年間。

号別15、貸主は●●●様、借主は(有)●●●様  
所在地は●●●、1筆  
面積は●●●平方メートルで年●●●円の9年間。



位置図及び地番図については、29ページ、52ページに記載しております。

以上、議案第109号 号別5～15の説明とさせていただきます。

議長 　　ただいま説明のありました、議案第109号 号別5～15の質疑をお受けいたします。

出席委員 　　(なし)

議長 　　質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第109号 号別5～15について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 　　(「異議なし」の声あり)

議長 　　ご異議なしと認めます。  
よって、議案第109号 号別5～15につきましては原案のとおり決定いたします。  
日程第7 議案第110号「現況証明願い」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 　　議案第110号「現況証明願い」。  
下記のとおり農地法関係事務処理要領に基づく願い出があったので、証明について本会の審議を求める。  
令和5年6月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
号別1、願出人 ●●●株式会社  
次のページをご覧ください。  
6月19日に田代委員、對木委員、松田委員、にて調査をおこなっております。  
土地の所在地は、●●●のほか合計46筆、公簿地目は「畑」、「牧場」で合計面積は●●●平方メートル。所有者は●●●株式会社様、願出人は同様で、願出理由は地目変更であります。  
位置図及び地番図は56ページから65ページに記載しております。  
以上、議案110号の説明とさせていただきます。

議長 　　それでは、調査にあたりました、現況調査委員の對木委員より調査報告をお願いします。

對木委員 　　3番 對木です。  
現況調査の結果について報告します。  
6月19日、私と田代委員、松田委員の3名においてを確認いたしました。  
申請地は農地として利用されておらず、送電用の鉄塔などが設置されている状況であることから、現状は農地、採草(さいそう)放牧地(ほうぼく

ち)以外と判定したところであります。  
以上、調査結果の報告を終わります。

議 長 議案第110号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
よって、議案第110号につきましては、原案のとおり決定することにご  
異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第110号につきましては原案のとおり決定いたします。  
日程第8 議案第111号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意  
見」を議題といたします。  
事務局職員に議案の朗読及び説明を求めます。

澁谷係長 議案第111号「白糠農業振興地域整備計画の変更に係る意見」。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、  
白糠町から意見を求められた下記農業振興地域整備計画の変更につい  
て、本会の審議を求める。  
令和5年6月26日提出。  
白糠町農業委員会 会長 林 善幸。  
記。  
次のページをご覧ください。  
意見聴取の内容(変更内容)は土地利用計画の変更になります。  
内容についてご説明いたします。  
「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2」の規定によ  
りまして、市町村が農業振興地域整備計画の変更をしようとするときは、  
農業委員会の意見を聴くことになっております。  
なお、今回の変更については、「農業振興地域の整備に関する法律第12  
条の2」に基づいて市町村がおおむね5年ごとに行う基礎調査によるも  
のであることから申請者は全て白糠町長となっております。  
なお、今回の変更において、今まで実際に有効利用する機会の無かつ  
た用途区分である「採草放牧地」と「混牧林地」は全て農地、農業用施  
設用地または除外地に振り分けております。  
まず、号別1の除外については、2,243筆で面積は19,208,736.52平方  
メートルであります。  
号別2の用途区分の変更については、572筆で6,970,126.63平方メー  
トル。号別3の編入については、434筆で1,270,961.40平方メートル。  
となっております。  
増減の内訳については、68ページを参照願います。  
以上、議案第111号の説明とさせていただきます。

議 長 議案第111号の質疑をお受けいたします。

出席委員 (なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
よって、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

出席委員 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第111号につきましては、原案のとおり決定いたします。  
これをもって、質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議案につきましては、全  
て終了いたしました。

これをもちまして、第30回農業委員会総会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

( 閉会時間 午後 2 時 5 分 )

-----